

都市公園における遊具の安全確保に関する行政評価・監視 の結果に基づく通知に対する改善措置の概要

総務省中国四国管区行政評価局(局長:田中敦仁)は、都市公園の遊具の安全確保に関する行政評価・監視の結果に基づく通知(平成31年3月7日)に対する改善状況について国土交通省中国地方整備局からの回答(令和元年10月3日)の概要を公表します。

(この公表のポイント) **地域(当局)の調査結果をきっかけに全国的な対応が図られました。**

上記の通知を受け、国土交通省は、遊戯施設等の点検を1年に1回の頻度で行うこと、確実な安全点検を行うこと及びその結果発見された物的ハザードについては、適切な措置を講ずることを改めて周知しました。



(本件照会先)

総務省中国四国管区行政評価局
第1評価監視官 三木 賢英
TEL 082-228-6352

※ 結果報告書等は、ホームページに掲載
しています。

(URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>)

1 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの除去

通知事項

- ① 安全点検等の機会を捉えて遊具のハザードの状況を的確に把握するよう、公園管理者に助言すること
- ② 把握したハザードは計画的に除去を進め、特に使用不可と判定された遊具は速やかに使用中止として補修・撤去などの本格的な措置を講ずるよう、助言すること
- ③ 国営公園の遊具のハザードの除去を計画的に進めること、特に使用不可と判定された遊具は速やかに使用中止として補修・撤去などの本格的な措置を講ずること

改善措置状況

- ・ 国土交通省から全国の公園管理者に対し、次の内容について、文書で改めて周知
 - i) 遊戯施設等の点検は1年に1回行うことが基本
 - ii) 発見されたハザードは、程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講じ、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施
- ↓
- 中国地方整備局は、この文書の内容を、管内の都市公園担当者会議でも改めて周知し、遊具の安全確保に関する指針や規準を説明するほか、「遊具の日常点検講習会」への参加を呼びかける(予定)
- ・ 中国地方整備局は、使用不可とされた遊具8基のうち調査時に本格的な措置をしていなかった5基について、全て使用中止の上、4基はハザードを除去し使用再開。
残る1基は対応を検討中で使用中止を継続中。

<次ページ写真参照>

【調査結果の概要】※ 13公園管理者を調査

- ・ 5公園管理者は構造等に起因するハザードがあることを未把握。
- ・ 10公園管理者は構造等に起因するハザードを除去せず。
- ・ 中国地方整備局は、点検業者に使用不可と判定された遊具について、劣化対策は講じたが、構造等に起因するハザードを解消・軽減しないまま使用を継続。



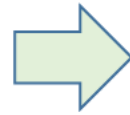
内部(安全領域)にコンクリート、アスファルトの固い面があり、落下、転落等により事故につながるおそれ



コンクリートにゴムマットを設置



すべり台の出発部と滑降部との継ぎ目に隙間があり、引っ掛かりの原因となるおそれ



隙間をふさぐ棒を設置(溶接)



ロープウェイの滑車部に指などが容易に触れることができる構造となっており、負傷につながるおそれ



使用禁止
(対応を検討中)

2 不十分な維持管理の状態によるハザードの除去

通知事項

使用不可と判定された遊具については、使用中止するとともに、補修、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施するなど、適切に処理するよう、公園管理者に助言すること

改善措置状況

① 国土交通省は、全国の公園管理者に対し、次の内容について、文書により改めて周知

「発見されたハザードは、程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講じ、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施」



中国地方整備局は、この文書の内容を、管内の都市公園担当者会議でも改めて周知し、遊具の安全確保に関する指針や規準を説明するほか、「遊具の日常点検講習会」への参加を呼びかける(予定) (再掲)

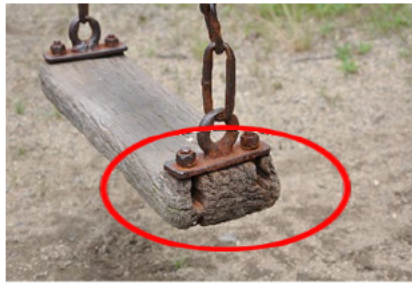
② 中国地方整備局は、全国で不十分な維持管理に起因して発生した遊具の事故事例を抽出し、管内の都市公園担当者会議において、それぞれの事例を改めて周知する(予定)

【調査結果の概要】※ 13公園管理者の315基の遊具を調査

- ・ 6公園管理者の遊具30基が不十分な維持管理の状態によるハザードのため使用不可と判定
- ・ 判定を受け、5公園管理者は使用中止や修繕・撤去の措置
- ・ しかし、1公園管理者は、一部の遊具で使用中止等せずそのまま使用を継続(使用不可と判定された15基中13基)



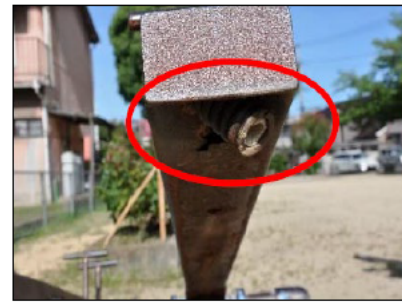
使用を継続していた遊具13基は、補修・撤去又は使用中止などの対応
<次ページ写真参照>



【ブランコ着座部の腐朽・割れ】



撤去



【シーソーの緩衝部が破損】



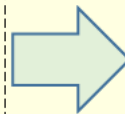
使用禁止

3 遊具の修繕等に関する記録の適正化

通知事項

改善措置状況

- ① 遊具の修繕等の記録を作成・保存する趣旨と遊具の利用期間中は保存すべきことを、改めて公園管理者に周知・徹底すること
- ② 遊具の維持管理上必要な情報の範囲を吟味するとともに、その記録の徹底を公園管理者に促すこと



中国地方整備局は、管内の公園管理者に対し、遊具の修繕に関する記録に係る次の内容について、文書により改めて周知するとともに、管内の都市公園担当者会議でも、維持管理上必要な情報の範囲を自ら判断・整理し、その記載を徹底するよう改めて周知

- i) 遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存
- ii) 遊具の修繕・部材の交換、塗装の実施状況等、遊具の維持管理上必要な情報について定期的に記載し、履歴として保管



【調査結果の概要】※ 13公園管理者を調査

- ・ 10公園管理者は、修繕等について、遊具と他の施設を区分せずに記録
- ・ 8公園管理者は記録の保存期間を設定しており、その期間は最長でも10年と、公園遊具の利用期間より短い
- ・ 3公園管理者は、工事費が一定額に満たない修繕等の記録を残していない
- ・ 4公園管理者は、緩んだボルトの締直しなど一見軽微とみられる措置は記録していない

4 遊具による事故の再発防止

通知事項

- ① 公園管理者に対し、遊具による事故の報告を一層徹底させること
- ② 再発防止の参考となる取組例を収集・整理して公園管理者に情報提供するなど、再発防止対策の取組を強化すること

改善措置状況

- ① 国土交通省は、全国の公園管理者に対し、次の内容について周知「公園遊具に起因し(若しくはその恐れがある)30日以上の治療を要する事故について報告すること」
↓
中国地方整備局は、この文書の内容と、公園管理者の報告体制の確認を、管内の都市公園担当者会議でも周知(予定)
- ② 中国地方整備局は、管内の公園管理者が取り組むハザードの除去事例、不十分な維持管理に起因して発生した遊具の事故事例及び遊具の安全確保に関する指針の内容(本格的な措置の方針を定める際には必要に応じて専門技術者の意見を求めることなど)を情報提供(予定)

【調査結果の概要】

- ・ 重大事故や、これにつながる恐れのある事故が国土交通省に報告されていない事例(5事例)
- ・ 専門家の意見を聴いて対応することが望ましい事例(5事例)



屋根に登ろうとして転落し骨折
⇒ 屋根に登らないように注意喚起の表示をしたが、小さくて見えにくい。



屋根の見えやすい場所へ表示を大きく「屋根にあがらないでね」の注意喚起を表示



都市公園における遊具の安全確保に関する行政評価・監視に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 30 年 4 月～31 年 3 月
- 2 調査対象機関等 13 の公園管理者
 - (1) 調査対象機関 国土交通省中国地方整備局
 - (2) 関連調査等対象機関 岡山県、広島県、山口県、岡山市、倉敷市、総社市、広島市、福山市、三原市、下関市、岩国市及び周南市
 - (3) 調査対象公園・遊具数 (1)及び(2)の 13 公園管理者が管理する 81 公園、遊具 315 基(抽出調査)
- 3 調査担当 中国四国管区行政評価局

【通知日及び通知先】 平成 31 年 3 月 7 日 中国地方整備局

【回答年月日】 令和元年 10 月 3 日

【調査の背景事情等】

- 中国 5 県の都市公園と公園遊具は増加
 - 【都市公園】平成 15 年度末 5,447 公園 →28 年度末 6,558 公園 と 21 %増加
 - 【遊具】平成 19 年度末 20,052 基 →28 年度末 21,292 基 と 6.2%増加
- 遊具による事故は減らず、毎年発生している。
 - ・ 30 日以上の治療を要する重傷者、死者の発生する事故など、国土交通省に報告のあった事故は、平成 25 年度から 29 年度の 5 年間に全国で 124 件 中国 5 県では 13 件発生
 - ・ 調査対象 13 公園管理者が管理する公園で 9 件発生。このほか、国土交通省への事故報告に至らない軽微な事故を含めると 53 件発生

通知事項要旨	回答要旨
<p>1 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの除去</p> <p>中国地方整備局は、都市公園遊具の構造等に起因するハザードの除去を推進するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 国営公園において把握したハザードの危険性が高いと判定した遊具については、危険性の程度等を勘案して、計画的にハザードの除去を進めること。</p> <p>特に、使用不可と判定を受けた遊具については、速やかに遊具の一部又は全体の使用中止措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施すること。</p> <p>② 地方公共団体の公園管理者に、次の事項を助言すること。</p> <p>i) 安全点検や長寿命化計画の見直しに伴う健全度調査等の機会を捉え、ハザードの状況を的確に把握すること。</p> <p>ii) 把握したハザードについては、危険性の程度等を勘案して、</p>	<p>1 配置・設計・構造・施工に起因するハザードの除去</p> <p>① 中国地方整備局は平成 29 年度定期点検において「使用不可」の判定を受けた遊具 8 基中、本格的な措置を講じていなかった 5 基のうち、平成 29 年 10 月に使用中止していた 3 基については、平成 30 年 12 月にハザードを除去した。残る 2 基については平成 30 年 7 月に使用中止し、うち 1 基については平成 31 年 1 月までにハザードを除去し、残る 1 基はその対応方針を検討中（使用中止は継続）。</p> <p>また、調査結果を受け発出された平成 31 年 3 月 7 日付の本省事務連絡を踏まえ、中国地方整備局は、今後の事故防止のため、発見された物的ハザードについて、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施するよう関係者で内容を確認するとともに、国営公園の運営維持管理業務を行っている事業者に対しても把握したハザードへ適切に対応するよう指示した。</p> <p>② 中国地方整備局は、調査結果を受け発出された平成 31 年 3 月 7 日付の本省事務連絡を踏まえ、以下 i) 及び ii) の事項を改めて 10 月に開催予定の中国・四国地区都市公園担当者会議において周知するほか、ii) の事項については、同会議の中</p>

計画的に除去を進めること。特に、使用不可と判定を受けた遊具については、速やかに遊具の一部又は全体の使用中止措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施するなど、適切に処理すること。

- ③ 公園管理者によるハザードの把握・除去の取組例を収集・整理し、各公園管理者に情報提供すること。

で、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の発見されたハザードの適切な処理に関する内容及び

「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」の使用禁止処置・修繕に関する内容について補足説明し、加えて一般社団法人日本公園緑地協会及び一般社団法人日本公園施設業協会が実施する「遊具の日常点検講習会」（令和元年10月31日に広島市内で開催予定）への積極的な参加を呼びかけることとする。

i) 政令で定める都市公園の維持及び修繕に関する技術的規準では、ハザードの状況を的確に把握するため、遊戯施設等の点検を1年に1回の頻度で行うことが基本とされていること。

ii) 遊具の構造を要因として発見された物的ハザードについて、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施すること。

- ③ 中国地方整備局管内の5県（管内市町村含む）、2政令市の都市公園管理者に対して、公園遊具の「配置・設計・構造・施工に起因するハザード除去」についての取組事例の提供を依頼しており上半期を目途に取りまとめ予定。

今後、10月に開催予定の中国・四国地区都市公園担当者会議において、上記について情報提供を行う予定。

2 不十分な維持管理の状態によるハザードの除去

中国地方整備局は、都市公園遊具の不十分な維持管理の状態によるハザードの除去を推進するため、点検の結果、使用継続不可と判定を受けた遊具については、遊具の一部又は全体の使用中止措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施するなど、適切に処理するよう公園管理者に助言する必要がある。

2 不十分な維持管理の状態によるハザードの除去

中国地方整備局は、調査結果を受け発出された平成31年3月7日付本省事務連絡を踏まえ、以下の事項を、改めて10月に開催予定の中国・四国地区都市公園担当者会議において周知するほか、同会議の中で、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の安全点検、発見されたハザードの適切な処理に関する内容及び「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2014）」の点検・修繕に関する内容について補足説明し、加えて一般社団法人日本公園緑地協会及び一般社団法人日本公園施設業協会が実施する「遊具の日常点検講習会」（令和元年10月31日に広島市内で実施予定）への積極的な参加を呼びかけることとする。

- i) 遊具の劣化を要因として発見された物的ハザードについて、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施すること。

さらに、中国地方整備局は、全国で不十分な維持管理に起因して発生した遊具の事件事例を抽出し、10月に開催予定の中国・四国地区都市公園担当者会議において、それぞれの事例を改めて周知する。

3 遊具の修繕等に関する記録の適正化

中国地方整備局は、遊具の修繕等に関する記録について、次の措置を講ずる必要がある。

- ① これを作成・保存する趣旨と遊具の利用期間中は保存すべきことを改めて公園管理者に周知・徹底すること。
- ② 維持管理上必要な情報の範囲を吟味するとともに、その記載の徹底を公園管理者に促すこと。

4 遊具による事故の再発防止

中国地方整備局は、事故の再発防止を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 公園管理者に対し、遊具による事故報告を一層徹底させること。

3 遊具の修繕等に関する記録の適正化

中国地方整備局は、令和元年7月30日付で、管内の各公園管理者宛てに、遊具の修繕に関する記録について、都市公園法施行規則において「遊戯施設等が利用されている期間中は、これを保存する」旨が規定されていること及び「都市公園における遊具の安全に関する指針」に基づき、遊具の補修・部材の交換、塗装の実施状況等、遊具の維持管理上必要な情報について定期的に記載し、履歴として保管することとされていることを改めて周知した。

また、中国地方整備局は、10月に開催予定の中国・四国地区都市公園担当者会議においても、公園管理者に対し、公園遊具の維持管理上必要な情報の範囲を自ら判断・整理し、その記載を徹底するよう改めて周知する。

4 遊具による事故の再発防止

- ① 中国地方整備局は、平成31年4月1日付の本省文書を踏まえ、以下の事項を改めて10月に開催予定の中国・四国地区都市公園担当者会議において周知する。
 - i) 都市公園における安全確保について公園遊具に起因し（若しくはその恐れがある）30日以上の治療を要する事故について報告すること。

② 事故の再発防止の参考となる取組事例を収集・整理して公園管理者に情報提供することや専門家の意見を聴いて対応することを公園管理者に助言するなど、再発防止対策の取組を強化すること。

ii) 公園管理者における報告体制を確認すること。

② また、10月に開催予定の中国・四国地区都市公園担当者会議では以下の事例等を情報提供する予定。

i) 1 ③に示す事例

ii) 2 に示す事件事例

iii) 改めて「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」の内容（本格的な措置の方針を定める際には、必要に応じて専門技術者の意見を求めることなど）